

(認定用)

第一種電気工事士免状の交付申請について

1. 申請場所

《郵送先》

岐阜県電気工事業工業組合 本部

〒500-8267

岐阜市茜部寺屋敷2-72-1 岐阜電気会館3階

T E L (058) 213-2171 F A X (058) 213-2170

《支部受付窓口》

支部職員不在の場合がありますので**電話確認の上**、お越してください。

岐阜県電気工事業工業組合 岐阜支部

岐阜市茜部寺屋敷2-72-1 岐阜電気会館2階

T E L (058) 338-0318 F A X (058) 338-0498

岐阜県電気工事業工業組合 西濃支部

大垣市大池町16-3

T E L (0584) 73-8343 F A X (0584) 73-8346

岐阜県電気工事業工業組合 中濃支部

関市東田原173番地1 中濃電気会館

T E L (0575) 24-2417 F A X (0575) 29-7226

岐阜県電気工事業工業組合 東濃（多治見）支部

多治見市坂上町6-34-3

T E L (0572) 22-9013 F A X (0572) 25-8179

岐阜県電気工事業工業組合 東濃（中津川）支部

中津川市駒場401-4

T E L (0573) 65-2965 F A X (0573) 65-7239

岐阜県電気工事業工業組合 飛騨支部

高山市岡本町4-274-5

T E L (0577) 34-7821 F A X (0577) 34-7845

2. 申請要件

岐阜県内に住民登録をしていて、下記(1), (2)のいずれかを満たす方

(1) 高压電気工事技術者試験合格後、電気工事に関し3年以上の実務経験を有する
(以下「高压認定」という。)

(2) 電気主任技術者であって、電気主任技術者免状の交付を受けた後又は電気事業主任技術者となった後、電気工作物の工事・維持・運用に関し5年以上の実務経験を有する
(以下「主任認定」という。)

3. 必要書類等

(1) 電気工事士免状交付申請書（様式1）

(2) 電気工事士法第4条第3項第2号の認定申請書（様式3）

(3) 実務経験証明書（様式2）（電気主任技術者免状所有者は、試験合格後5年の実務経験、高压技術者試験合格者は試験合格後3年の実務経験が必要。)

※記入内容は下記を参照し、**事前審査**を受けてください。事前審査は下書きや代表者印押印前で結構です。F A X又はメールで送ってください。

【送信先】

F A X 058-213-2170

メール gifukoso@poplar.ocn.ne.jp

タイトルに「第1種電気工事士免状実務経験事前確認」と記入してください。

(4) 認定を受けようとする資格を証明する書類を添付すること。

(電気主任技術者免状、高圧電気工事技術者合格証の写し等)

(5) 写真1枚(交付申請前6ヶ月以内に撮影した縦4cm、横3cmのもの、裏面に氏名を記入してください。)

(6) 岐阜県収入証紙6,000円

※岐阜県収入証紙は、岐阜県出納管理課に記載されている場所にて販売しています。

(<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/13417.html>)

【住民票について】

従来、本人確認書類として「住民票の写し」原本もしくは「住基ネット検索」にて申請受付を行っていましたが、令和4年4月1日以降、「住民票の写し」「マイナンバーカード」「**運転免許証**」等の**コピー**でも申請受付が可能となりました。

※住民票は申請前6か月以内に交付されたもの

※「マイナンバーカード」「**運転免許証**」等のコピーは有効期限内のもの

4. 留意事項

(1) 新規に申請できる方は、現在、岐阜県内に住民票のある方のみです。

(2) 郵送の場合は、**簡易書留**で送付して下さい。

(様式1)

電気工事士免状交付申請書

年 月 日

岐阜県知事 殿

(〒 -)

申請者 住 所 岐阜県

(フリガナ)

氏 名

生年月日 昭・平 年 月 日生

(日中に連絡の取れる連絡先 TEL)

電気工事士法第4条第2項の規定により第一種電気工事士免状の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

◎電気工事士免状を受ける資格	1 第一種電気工事士試験に合格し、かつ、実務経験を有する 2 第二種電気工事士試験合格 3 養成施設修了 4 認定
----------------	--

※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

岐阜県収入証紙	岐阜県収入証紙	岐阜県収入証紙	岐阜県収入証紙
手数料貼付欄 (岐阜県収入証紙)			
岐阜県収入証紙	岐阜県収入証紙	岐阜県収入証紙	岐阜県収入証紙

(備考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- ◎印欄には、該当する事項を○で囲み、これを証明する書類を添付すること。
- ※印欄には、記入しないこと。
- 岐阜県収入証紙の不足・超過の貼付、収入印紙の貼付は申請書をお返しすることとなります。

(様式3)

電気工事士法第4条		第3項第2号 第4項第3号	の認定申請書
岐阜県知事殿			年 月 日
申請者		住 所	〒 岐阜県
		氏 名	
		生年月日	昭・平 年 月 日生
電気工事士法第4条		第3項第2号 第4項第3号	の規定により認定を受けたいので、次のとおり申請します。
申請に係る 電気工事士免状の種類		第一種電気工事士免状	
◎ 電 気 工 事 に 関 す る 資 格	電気工事等に関して 合格した試験、検定、 免状又は認定	試験、検定、免許、 免状又は認定の種類	
		資格取得年月日	年 月 日
		電気工事士法施行規則第2条の4第1項に 規定する電気に関する工事の経験年数	年
		電気工作物の工事、維持又は運用に関する 実務の経験年数	年
		屋内配線又は屋側配線業務の経験年数	年
		修了した講習	名 称
		修了年月日	年 月 日
※受付欄		※経過欄	

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 ◎印欄には、該当する事項を○で囲み、これを証明する書類を添付すること。
- 3 ※印欄には、記入しないこと。

(様式2)

実務経験証明書

フリガナ		生年 月日	昭・平	年	月	日
氏名						
現住所	〒 岐阜県					
現在の勤務 先の名称及 び所在地	名称					
	所在地	〒 岐阜県				
実務経験の期間及び内容						
所属部署及び 役職	名	期 間	職務の内容			
通算期間		年 月	(第一種電気工事士試験合格 年 月)			
※上記の職務内容に必要な 資格に○印を付けること 1 第二種電気工事士免状 2 第一種電気主任技術者	交付番号	(1の場合) 岐阜県第 号 (2の場合) 第 号				
	交付年月日	年 月 日				
上記のとおり、実務経験を有することを証明します。 年 月 日 (証明者) 所 在 地 〒 岐阜県 氏名又は名称 (法人にあっては代表 者職氏名を含む。) 電気工事業法登録番号 _____ 知事登録 _____ 号 _____ 知事登録 _____ 号						

※証明者である電気工事業者の「登録証」又は「届出受理通知書」の写しを添付すること。

実務経験証明書記載の手引き

☆第一種電気工事士試験合格者の場合

1 実務経験の年数について

3年以上の実務経験が必要です。

2 実務経験の内容及び記載例

- ・自ら行う電気に関する工事に係る経験が必要であり、電気工作物に該当する電氣的設備を設置、又は変更する工事等が該当します。ただし、自ら施工する当該工事に伴う設計及び検査は実務経験として認められます。
- ・実務経験証明書を記載する際には、次の①～⑥の事項を必ず明記してください。

①期間 ②電気工事の種類(一般用・自家用・電気事業用の別) ③従事した立場(作業員として・主任技術者として・主任技術者の監督のもとに) ④工事内容(新設工事・改修工事の別、屋内配線等の具体的な内容) ⑤工事件数 ⑥免状等の種類及び交付年月日(必要な場合)

(1) 一般用電気工作物の電気工事

第二種電気工事士免状を取得しなければ、一般用電気工作物に係る工事はできません。

(軽微な工事を除く。)(法第3条第2項)

第二種電気工事士免状交付後の期間についてのみ記載してください。

<記載例>

第二種電気工事士免状交付年月日 平成〇年〇月〇日

左記の期間、主任電気工事士の監督のもとに、一般用電気工作物の新設、増設、改修工事〇〇件に作業員として従事し、主に引込線の新設、屋内配線工事、配線器具取付等を行った。

(2) 自家用電気工作物の電気工事

ア 電気主任技術者の指導監督のもと(①)で、最大電力 500kw 以上の自家用電気工作物(②)の工事に従事した場合は実務経験としてカウントできます。(最大電力 500kw 未満の自家用電気工作物の工事は第一種電気工事士の資格が必要です。(法第3条第1項))

自家用電気工作物の工事を記載する場合は上記①、②を明記してください。

<記載例>

左記の期間、電気主任技術者の指導監督のもとで、最大電力 500kw 以上の自家用電気工作物の新設及び改修工事に作業員として従事し、主に受電設備の設置、低圧配線工事を行った。工事件数は〇〇件である。

(主な工事)

平成〇年〇月〇日

～平成〇年〇月〇日 受電電圧 6kv、最大電力 1200kw の〇〇ビル新築工事以下同様に列記(注：従事した工事件数が多い場合は全てを記載する必要はありません。)

イ 認定工事従事者認定証取得者は、自家用電気工作物(最大電力 500kw 未満の需要設備)の電気工事のうち、簡易電気工事(電圧 600V 以下の部分)に従事することができます。

<記載例>

左記の期間、自家用電気工作物の低圧電気工事のみに従事し、主に低圧屋内配線の分岐回路の増設、照明器具・コンセントの増設、低圧屋内配線の移設、低圧電動機への配線の取付けなどに従事した。(件数〇〇件)

(認定工事従事者認定証取得年月日 平成〇年〇月〇日)

(3) 電気事業用電気工作物の電気工事(発電所、変電所、送配電線等の電気工事)主任技術者(自らが主任技術者の場合を含む。)の監督のもとで工事を自ら行った期間が実務経験としてカウントできます。

ただし、電圧5万ボルト以上で使用する架空電線路に係る工事は実務経験にカウントできません。

<記載例①>

左記の期間、〇〇電力(株)の委託工事会社として、〇〇電力(株)の主任技術者の指導のもとで、発電所、変電所の新設、増設工事及び設備改修工事等〇〇件に作業員として従事した。

(主な工事)

平成〇年〇月〇日

～平成〇年〇月〇日 受電電圧 6kv、最大電力 1200kw の〇〇ビル新築工事

以下同様に列記

<記載例②>

左記の期間、電気事業用電気工作物の新設、改修工事に〇〇電力(株)の主任技術者の監督のもとで作業員として従事し、主として高圧、低圧配電線の取付け・付替工事や柱上変圧器・保安開閉器の取付け・付替工事を行った。工事件数は〇〇件

(4) 実務経験にならない工事

- ① 一般用、自家用(最大電力 500kw 未満)電気工作物の工事であって、電気工事士免状がなくてもできる工事
 - ア 電気工事士法施行令第1条に規定される軽微な工事
 - イ 電気工事士法施行規則第2条に規定される軽微な作業
- ② 特殊電気工事
 - ア ネオン工事
 - イ 非常用予備発電装置工事
- ③ 電圧5万ボルト以上で使用する架空電線路に係る工事
- ④ 保安通信設備に係る工事
- ⑤ キュービクル、変圧器等の据付けに伴う土木工事及び電気機器の製造
- ⑥ 法令違反の工事

☆認定による場合

実務経験に算入される工事と必要年数

(1) 電気主任技術者免状所有者又は電気事業主任技術者

- ・電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安の監督及び自ら行う電気工作物の工事、維持又は運用が実務経験となります。
- ・5年以上の実務経験が必要です。
- ・実務経験は免状交付後等の期間に限ります。

<記載例>

左記の期間、電気主任技術者として、自社自家用電気工作物(受電電圧 22kv、最大電力 6,500kw)全般について、保安規定に基づき、工事、維持、運用に関する保安の監督を行うとともに、自らも老朽化した受電設備の改修工事、照明器具・点滅器等の付替工事を行った。

(2) 高圧電気工事技術者試験合格者（電気工事技術者検定合格証書「検定区分高圧」所有者）

- ・自ら行う電気に関する工事（「第一種電気工事士試験合格者の場合」参照）が実務経験となります。
- ・3年以上の実務経験が必要です。
- ・実務経験は試験合格後の期間に限ります。

☆その他

(1) 実務経験を証明する書類について

実務経験を証明する書類としては、次に掲げるものを有効とします。

- 申請者が電気事業者等に雇用されている場合又は過去に雇用されていた場合は、雇用主(過去の雇用主を含む)が証明する書類。
- 申請者が電気事業法施行規則第 52 条第 2 項の委託契約の相手方として認められている(いた)場合は、
 - ・委託契約に関わる設備の設置者が証明する書類
 - ・申請者が会員として加入している法人の代表者が証明する書類
- 各都道府県電気工事業者組合などが証明する書類
- その他、申請者が実務経験を有することを証明する書類としては、登録簿の謄本の写し(主任電気工事士であった者は、これで 3 年間の実務経験の証明となる)又は法定帳簿の写しなどがあります。

(2) 証明者

- ・勤務先が法人の場合は、原則代表者が証明してください。(委任状がある場合を除く。)
- ・証明者が法人の代表者の場合は、「会社の代表者印」を押印して下さい。(代表者の個人印ではありません。)
- ・証明が困難な場合は担当者までご相談下さい。

(3) 勤務先の登録番号等

- ・電気工事業者登録業者は登録番号を記載してください。
- ・建設業の許可を受けている事業者は、電気工事業者法の届出番号を記載してください。(建設業法の許可番号ではありません。)

(様式2) 【記入例】

実務経験証明書

フリガナ	ギフ タロウ		生 年 月 日	昭和 55 年 5 月 5 日
氏 名	岐阜 太郎			
現 住 所	〒500-11×× 岐阜市藪田南2-1-×			
現在の勤務 先の名称及 び所在地	名 称	岐阜県株式会社		
	所 在 地	〒500-22×× 岐阜市藪田南2-2-×		
実務経験の期間及び内容				
所 属 部 署 及 び 役 職 名	期 間	職 務 の 内 容		
岐阜県(株) 電気工事課 係員	平成26年4月1日～ 平成28年3月31日	左記の期間、主任電気工事士の指導の下、一般用電気工作物の新築及び改造工事約〇〇件に作業者として従事し、主に屋内配線工事、配線器具の取り付け等を行った。		
岐阜県(株) 〇〇営業所 電気事業課 係員	平成28年4月1日～ 令和2年3月31日	左記の期間、電気主任技術者の指導監督の下で、最大電力500kw以上の自家用電気工作物の新設及び改修工事に作業者として従事し、主として受電設備の設置、低圧配線工事を行った。工事件数は、約〇〇件。 <主な工事> 平成26年4月1日～平成28年3月31日 受電電圧6kv 最大電力900kw 〇〇商事(株)ビル新築工事 平成28年4月1日～令和2年3月31日 受電電圧6kv 最大電力900kw 〇〇商事(株)ビル新築工事		
通 算 期 間	6 年 月	(第一種電気工事士試験合格 令和2 年 2 月)		
※上記の職務内容に必要な 資格に〇印を付けること	交 付 番 号	(1の場合) 岐阜県第 12345 号		
① 第二種電気工事士免状 2 第 種電気主任技術者		(2の場合) 第 号		
	交 付 年 月 日	平成26年 3 月 1 日		
上記のとおり、実務経験を有することを証明します。 令和 4 年 10 月 1 日 (証明者) 所 在 地 〒 500-22×× 岐阜市藪田南2-2-× 氏 名 又 は 名 称 岐阜県株式会社 (法人にあっては代表 代表取締役 藪田 次郎 ㊞ 者職氏名を含む。) 電 気 工 事 業 法 岐阜県 知事登録 12×× 号 登 録 番 号 知事登録 号				

※証明者である電気工事業者の「登録証」又は「届出受理通知書」の写しを添付すること。